議案第169号

大阪市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣 旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第68条の 5第1項の規定に基づき、社会福祉住居施設のうち、法第2条第3項第8号に規定す る生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所そ の他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及 び運営に関する基準を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に 関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。以下「設備運営基準」という。)(第12条 第6項第1号ハ及び附則第3条を除く。)に定めるところによる。

(居室の床面積)

第4条 無料低額宿泊所の1の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とする。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第5条 設備運営基準(設備運営基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している無料低額宿泊所が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松井 一郎

説明

社会福祉法に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

社会福祉法(抄)

(社会福祉住居施設の基準)

第68条の5 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2-3 省 略